

「使用料・手数料等の取扱い」の調整結果について

目 次

1	使用料等の取扱いの調整結果-----	1 ~ 15
2	手数料等の取扱いの調整結果-----	16 ~ 22

使用料等の取扱いの調整結果

No.	高 松 市	塩 江 町	香 川 町	名 分 寺 町	香 南 町	庵 治 町	調 整 結 果
1	行政財産の目的外使用(庁舎使用料ほか) 土地 使用する土地の評価額×4/100 建物 使用する建物の評価額×6/100 使用部分に係る電気、水道等に要する経費 電柱・電話柱等 5円～4,400円/年	行政財産 建物 50坪未満:940円～1,360円/回 50坪以上:1,360円～2,100円/回	行政財産の目的外使用(庁舎使用料ほか) 電柱・電話柱等 180円～1,500円/年	該当なし	行政財産の目的外使用(庁舎使用料ほか) 土地 使用する土地の評価額×4/100 建物 使用する建物の評価額×6/100 使用部分に係る電気、水道等に要する経費	学校教育・社会教育施設占用料 本柱(電柱)1,200円/年 本柱(電話柱) 690円/年 共架(二次占用)7円×m×3条/年 7円×m×1.61条/年 支線柱 53円/年 共架柱 7円×m/年	高松市の使用料等に統一する。 ただし、既に目的外使用を許可している各町の使用料については、合併年度は現行のとおりとする。
2	法定外公共物占用料 宅地 240～710円/㎡/年 耕作地 14円/㎡/年 物置場 240円/㎡/年 軌道敷地 60円/㎡/年 電柱敷 1,000～2,200円/本/年 電話柱敷 930～2,100円/本/年 鉄塔敷 1,100円/㎡/年 広告物 1,100円/㎡/年 管類 48～950円/㎡/年 その他工作物 240～530円/㎡/年 上空占用 1,100円/㎡/年 ゴルフ場またはこれに類するもの 14円/㎡/年	該当なし	河川堤とう、こうきょ占用料 占用申請のみで占用料はなし	法定外公共物使用料 宅地 240円/㎡/年 耕作地 14円/㎡/年 物置場 240円/㎡/年 軌道敷地 60円/㎡/年 電柱敷 1,200円/本/年 鉄塔敷 1,100円/㎡/年 広告物 1,100円/㎡/年 管類 外形が0.4m未満のもの 140円/㎡/年 外形が0.4m以上のもの 360円/㎡/年 その他工作物 240円/㎡/年 上空使用 1,100円/箇所/年 ゴルフ場又はこれに類するもの 14円/㎡/年	法定外公共物使用料 宅地 240円/㎡/年 耕作地 14円/㎡/年 物置場 240円/㎡/年 電柱敷 1,200円/本/年 鉄塔敷 1,100円/㎡/年 広告物 1,100円/㎡/年 管類 外形が0.4m未満のもの 140円/㎡/年 外形が0.4m以上のもの 360円/㎡/年 その他工作物 240円/㎡/年 上空使用 1,100円/箇所/年	河川占用料 物件の種類により設定 電柱・電話柱等 4円～720円/年	高松市の使用料等に統一する。 ただし、国分寺町及び香南町の占用料については、合併年度は現行のとおりとする。 庵治町の河川占用料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
3	墓地使用料(摺鉢谷墓地外10箇所)、墓園(平和公園) 90,000円/㎡ 4㎡区画:50,000円/㎡ 6㎡区画:75,000円/㎡ 8㎡区画:100,000円/㎡ 市民以外1.5倍	該当なし	町営浅野墓地公園 1区画4㎡ 永代使用料500,000円	墓地使用料(永代使用料) 川西公園墓地 295,000円(1区画) 新居大谷公園墓地 350,000円(1区画) 六ツ目墓園 600,000円(1区画)	該当なし	墓地 85,000円/㎡(9㎡まで)	各町の使用料等については、現行のとおりとする。
4	斎場(高松市斎場公園) 市内:5,000円～20,000円 (市民葬儀利用・全額免除) 市外:20,000円～70,000円 式場使用料:市内31,500円 市外63,000円	斎場(香川南部葬斎場組合葬斎場やすらぎ苑) 一部事務組合において規定 火葬: 管内5,000円～20,000円、 管外20,000円～80,000円 告別式(管内のみ):30,000円 通夜(管内のみ):40,000円～102,000円 初七日:1室3,000円 霊安室(24時間まで): 管内10,000円 管外40,000円 動物炉(1体): 管内5,000円 管外20,000円	斎場(香川南部葬斎場組合葬斎場やすらぎ苑) 一部事務組合において規定 火葬: 管内5,000円～20,000円、 管外20,000円～80,000円 告別式(管内のみ):30,000円 通夜(管内のみ):40,000円～102,000円 初七日:1室3,000円 霊安室(24時間まで): 管内10,000円 管外40,000円 動物炉(1体): 管内5,000円 管外20,000円	綾南葬斎場使用料 一部事務組合において規定 【火葬棟】 管内:2,000円～40,000円 管外:4,000円～80,000円	斎場(香川南部葬斎場組合葬斎場やすらぎ苑) 一部事務組合において規定 火葬: 管内5,000円～20,000円、 管外20,000円～80,000円 告別式(管内のみ):30,000円 通夜(管内のみ):40,000円～102,000円 初七日:1室3,000円 霊安室(24時間まで): 管内10,000円 管外40,000円 動物炉(1体): 管内5,000円 管外20,000円	斎場等使用料 町内:20,000円～30,000円 町民葬儀利用 無料 町外:60,000円～100,000円 待合室使用料:24時間5,000円 以後12時間毎に2,500円 新葬祭場使用料:12時間25,000円 以後12時間毎に5,000円	塩江町の火葬施設使用料(火葬料)については、高松市の使用料に統一する。 ただし、式場等使用料は、組合が規定している現行の区分・金額等を適用する。 香川町、国分寺町、香南町及び庵治町の使用料等は調整中
5	隣保・児童館(上天神外3館) 目的内使用:無料 目的外使用:1,050円/回	該当なし	該当なし	隣保館 目的内使用:無料 目的外使用:2,000円/日 連日使用:1,000円/日加算	隣保館・児童館(吉光文化センター・吉光児童館の2館) 無料	該当なし	高松市の使用料等に統一する。 ただし、香南町の吉光児童館の使用料については、無料とする。
6	女性センター センター利用:無料 会議室(3室):250円～890円 冷暖房料:室料の1/2	該当なし	該当なし	女性会館 会議室(3室)400円～900円(使用時間帯により) 冷暖房料:室料の1/2	該当なし	該当なし	会議室(3室) 460円～1,500円(使用時間帯により) 冷暖房料:その室の使用料の1/2の額

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		庵治町
7	高松市ふれあい福祉センター勝賀 大会議室:2,540円～7,980円 会議室等(3室):500円～1,630円 冷暖房料:室の使用料の1/2 テニスコート(1面当たり1時間) 一般:340円、学生:230円 浴室:市内60歳以上 300円 一般 390円 小人 200円	該当なし	該当なし	老人福祉センター 集会室等5室、浴室 無料 目的外 集会室 500円/時間 PM5時まで 700円/時間 PM5時以降	該当なし	該当なし	国分寺町の老人福祉センター使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の同種の老人福祉センターである「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取り扱うものとする。浴室使用料 200円～390円 会議室 500円～
8	市民病院 入院室特別使用料: 1,365円～9,450円/日 分娩介助料:62,000円～77,000円 産科・婦人科診察費: 1,000円～65,100円 健康診断料:1,680円～64,050円 予防接種料(コレラ):1,585円 予防接種料(破傷風):855円 初診時特定療養費:525円 投薬等容器料:実費 電気設備使用料(1日):21円～126円	塩江病院 (入院室料差額) 個室A:2,620円 個室B:1,570円 二人床:730円	香川病院 (入院室料差額) 個室A:1日1,500円 個室B:1日1,000円、 電力使用料1日30円	該当なし	該当なし	該当なし	高松市の使用料等に統一する。ただし、塩江病院及び香川病院の入院室料差額については、次のとおりとする。 ・塩江病院 個室A:2,625円 個室B:廃止 二人床:735円 ・香川病院 個室A:1,575円 個室B:1,050円
9	市民病院 病衣貸与料(1日):52円 付添寝具料:178円 死後処置料:5,250円 (浴衣を含む場合:6,300円) 洗濯料:84～315円	塩江病院 (電力使用料) テレビ:50円/日 電気毛布:50円/日 アンカ:50円/日 冷蔵庫:100円/日 ポット:50円/日	香川病院 エンゼルセット 1個 1,200円 (電力使用料) テレビ:30円/日 電気毛布:30円/日 扇風機:30円/日 アンカ:30円/日 冷蔵庫:30円/日 ポット:30円/日	該当なし	該当なし	該当なし	高松市の使用料等に統一する。
10	駐車場(中央駐車場ほか7箇所) 普通自動車:130円～150円/30分 大型自動車(バス):500円/30分 定期駐車料:8,200円～20,000円・月	該当なし	該当なし	国分駅構内駐車場 定期駐車場 5,000円/月	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行のとおりとする。
11	公園内の行為・公園内占有 行為:日額15円または30円/㎡ 公園内占有(物件の種別により設定) 電柱・電話柱等 1,500円または3,000円/年 地下埋設物 年額48円～950円/m 仮設工作物 日額44円/㎡	該当なし	該当なし	該当なし	公園使用料 (4ヶ所) 使用料は無料、行為制限有、独占使用の場合許可必要	公園使用料 行為: 1件1日につき 510円 1人1日につき 510円 1件1日につき5,150円 1㎡/日につき 10.3円	調整中
12	道路(市道)占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 5円～4,400円/年	道路(町道)占用料 占用申請のみで占用料はなし	道路(町道)占用料 占用申請のみで占用料はなし	道路(町道)占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 7円～1,600円/年	道路(町道)占用料 占用申請のみで占用料はなし	道路占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 4円～1,600円/年	高松市の使用料等に統一する。ただし、すでに占有を許可している物件等の占用料については、合併年度は、現行のとおりとする。
13	漁港施設占用料 電柱類 1年 本/930円～2,200円 電線類 1年 m/5円～10円 管類 1年 m/48円～950円 広告類 1年 ㎡/1,400円～4,400円 その他 1年 ㎡/4,400円 工作物 1年 ㎡/365円～1,400円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	甲種漁港施設占用料 家屋類及びその附属地 1月 ㎡/40円～75円 起重機 1月 ㎡/105円～260円 管類埋設置 1年 m/60円～160円 電柱類 1年 本/680円～1,590円 鉄塔 1年 ㎡/500円～1,250円 架空管 1年m/55円～125円 広告類 1年 320円～6,200円 その他工作物 1月 ㎡/20円～50円	調整中

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施 設 名 等					調 整 結 果	
	高 松 市	塩 江 町	香 川 町	国 分 寺 町	香 南 町		庵 治 町
14	漁港施設利用料・使用料 係船料 漁船 1日/総トン数1トン/12円 定期船(1係留ごと) 1日/総トン数1トン/0.63円 不定期船(1係留ごと) 1日/総トン数1トン/1.24円 プレジャーボート 1日/総延長1m/25円 その他の船舶 1日/長さ1m/25円 物揚場利用料 1日/㎡/1.85円 漁港施設用地利用料 漁業の用に供する場合 1日/㎡/0.5円 その他の場合 1日/㎡/4円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	甲種漁港施設使用料 係船料 プレジャーボート 1年 隻/20,000円～30,000円 その他の船舶 1年 隻/40,000円 物揚場使用料 1日 ㎡/1.85円 継続使用10日を超えるものは、 超過日数1日 ㎡/2.78円 停泊料 1けい留 t/1.38円 野積場使用料 舗装 1日 ㎡/5.0円 未舗装 1日 ㎡/4.0円 土砂採取料 1立米/99円	庵治町の使用料等については、現 行のとおりとする。
15	港湾施設使用料 係船料 漁船 1日/総トン数1トン/12円 定期船(1係留ごと) 1日/総トン数1トン/0.63円 不定期船(1係留ごと) 1日/総トン数1トン/1.24円 プレジャーボート 1日/総延長1m/25円 その他の船舶 1日/長さ1m/25円 物揚場利用料 1日/㎡/1.85円 漁港施設用地利用料 漁業の用に供する場合 1日/㎡/0.5円 その他の場合 1日/㎡/4円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	港湾施設使用料 係船料 定期船 1けい留ごとに t/0.63円 不定期船 1けい留ごとに t/1.24円 物揚場使用料 1日 ㎡/ 1.85円 継続使用10日を超えるものは、 超過日数1日 ㎡/2.78円 停泊料 1けい留ごとに t/ 0.83円 野積場使用料 舗装 1日 ㎡/ 5.0円 未舗装 1日 ㎡/ 4.0円 擁壁 1日 ㎡/ 5.0円	庵治町の使用料等については、現 行のとおりとする。
16	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	久通港湾施設使用料 けい船 不定期船(1けい留) 木船 500円 鋼船1,000円 物揚場 1㎡(日額) 1.8円 1㎡(継続使用10日を超えるものは、超 過日数1日) 2.7円 野積場1㎡(日額) 4.0円	庵治町の使用料等については、現 行のとおりとする。
17	港湾施設占用料 電柱類 1年 本/930円～2,200円 電線類 1年 m/5円～10円 管類 1年m/48円～950円 広告類 1年 ㎡/1,400円～4,400円 その他 1年 ㎡/4,400円 工作物 1年 ㎡/365円～1,400円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	港湾施設占用料 家屋類及びその附属地 1月 ㎡/40円～75円 起重機 1月 ㎡/ 105円～260円 管類埋設置 1年 m/ 60円～160円 電柱類 1年 本/ 680円～1,590円 鉄塔 1年 ㎡/ 500円～1,250円 架空管 1年 m/ 55円～125円 広告類 1年 本/ 320円～6,200円 その他工作物 1月 ㎡/ 20円～50円	庵治町の使用料等については、現 行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		庵治町
18	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	久通港港湾施設占用料 家屋類及びその附属地 1月 m ² /40円～75円 起重機 1月 m ² /30円～100円 管類埋設置 1年 m/30円～75円 電柱類 1年 本/240円～1,080円 電線類 1年 m/30円～60円 架空管 1年 m/30円～60円 広告類 1年 本/120円～3,600円 その他工作物 1月 m ² /20円～50円	
19	市営住宅 公営住宅 3,581戸 3,200円～72,900円 家賃算定基礎額×立地係数(1.1)× 規模係数×経過年数係数×利便性係 数(0.70～0.84) 改良住宅 572戸 1,900円～4,500円 応急簡易住宅 4戸 1,000円 L S A用住宅 2戸 44,000円・47,000円 駐車場使用料 520区画 2,000円～6,000円 など	町営住宅 公営住宅15戸 17,700円～53,400円 家賃算定基礎額×立地係数(0.7)× 規模係数×経過年数係数×利便性係 数(0.9) 特定公共賃貸住宅42戸 38,000円～43,000円 単独住宅6戸 24,800円～72,100円 家賃算定基礎額×立地係数(0.7)× 規模係数×経過年数係数×利便性係 数(0.9) 駐車場使用料(1台目は無料) 2台目から1台につき、月額1,000円徴 収	該当なし	町営住宅 公営住宅(地域改善向)34戸 2,300円～2,700円 改良住宅24戸 2,600円～2,900円 駐車場使用料 無料 建替後新住宅からは、公営・改良 共に応能応益家賃に移行予定、及び 駐車場使用料1,000円徴収予定	町営住宅 公営住宅 10戸 15,700円～35,100円 家賃算定基礎額×立地係数(0.7)×規 模係数×経過年数係数×利便性係数 (0.7)×負担調整率(1.0) 改良住宅 47戸 2,700円～3,200円 引揚者住宅 1戸 1,500円	町営住宅 特定公共賃貸住宅 4戸 50,000円～62,000円 駐車場使用料 8区画 2,000円/月	塩江町の住宅使用料については、 駐車場使用料1,000円を含んでい ることから、住宅使用料は1,000円 を減じた額とし、別途、駐車場使用 料1,000円とする。 国分寺町の公営住宅については、 調整中。改良住宅については、建 替住宅から応能応益家賃に移行 するとともに、建替えに伴う激変緩 和措置を行う。 香南町の公営住宅の家賃につい ては、利便性係数を変更し、合併 時に入居している者は、3年間の 軽減措置を設け、平成21年度に高 松市の制度に統一する。改良住宅 については、建替住宅から応能応 益家賃に移行するとともに、建替え に伴う激変緩和措置を行う。引揚 者住宅については、現行のとおりと する。 庵治町の住宅使用料及び駐車場 使用料については、現行のとおりと する。
20	下水道使用料 排水排除量 8立米まで 810円 8立米を超え13立米まで (1立米につき)95円 13立米を超え20立米まで (1立米につき)100円 20立米を超え50立米まで (1立米につき)140円 50立米を超え500立米まで (1立米につき)175円 500立米を超えるもの (1立米につき)205円	下水道使用料 一般汚水 ・基本使用料 1,200円(10立米まで) ・従量使用料 110円(11立米以上) 浴場業等 40円(1立米まで)	下水道使用料 排水排除量 10立米まで 1,000円 11立米から30立米まで (1立米につき)120円 31立米から50立米まで (1立米につき)140円 51立米から100立米まで (1立米につき)160円 101立米以上 (1立米につき)180円	下水道使用料 排水排除量 10立米まで 1,100円 10立米を超え20立米まで (1立米につき)130円 20立米を超え30立米まで (1立米につき)140円 30立米を超え50立米まで (1立米につき)150円 50立米を超え100立米まで (1立米につき)160円 100立米を超え150立米まで (1立米につき)170円 150立米を超え200立米まで (1立米につき)180円 200立米を超えるもの (1立米につき)190円	下水道使用料 排水排除量 10立米まで 1,000円 11立米以上20立米まで (1立米につき)120円 21立米以上30立米まで (1立米につき)130円 31立米以上50立米まで (1立米につき)140円 51立米以上100立米まで (1立米につき)160円 101立米以上 (1立米につき)180円	下水道使用料 排水排除量 10立米まで 2,000円 10立米を超え20立米まで (1立米につき)210円 20立米を超え30立米まで (1立米につき)220円 30立米を超え50立米まで (1立米につき)230円 50立米を超え100立米まで (1立米につき)240円 100立米を超えるもの (1立米につき)250円 公衆浴場...1立米につき80円 上記金額に別途消費税	高松市の使用料等に統一する。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	高 松 市	塩 江 町	香 川 町	国 分 寺 町	香 南 町	庵 治 町	調 整 結 果
21	<p>水道料金</p> <p>【基本料金】(月額) 1,000円(メータ口径13mm)～160,000円(メータ口径150mm)</p> <p>【従量料金】(月額)</p> <p>・専用栓 一般用メータ口径13mm、20mm 40円～240円/立米 一般用メータ口径25mm以上 130円～240円/立米</p> <p>湯屋用 65円～120円/立米 特殊用 480円/立米</p> <p>・連用栓 使用水量を各戸が一般用メータ口径13mmで均等使用したものととして算定 上記基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>【メータ使用料】(月額) 50円(メータ口径13mm)～2,000円(メータ口径75mm)</p> <p>【水道料金】(月額)</p> <p>・専用 家庭用 基本料金 2,100円 超過料金 220円 (11立米以上)～240円/立米</p> <p>営業用 基本料金 2,300円 超過料金 270円 (11立米以上)～300円/立米</p> <p>団体用 基本料金 4,500円 超過料金 260円 (21立米以上)～280円/立米</p> <p>臨時用 基本料金 300円 超過料金 300円/立米(2立米以上)</p> <p>・共用 家庭用 基本料金 2,100円 超過料金 220円 (11立米以上)～240円/立米</p> <p>・連用 団体用 基本料金 4,500円 超過料金 260円 (21立米以上)～280円/立米 上記メータ使用料と水道料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>【メータ使用料】(月額) 80円(メータ口径13mm)～1,000円(メータ口径75mm)</p> <p>【従量料金】(月額)</p> <p>・専用栓 一般用 (基本料金)5立米まで 700円 一般用 (基本料金)10立米まで 1,300円 + (超過料金)1立米×160円 営業用 (基本料金)10立米まで 1,400円 + (超過料金)1立米×170円 団体用 (基本料金)20立米まで 2,700円 + (超過料金)1立米×170円 浴場営業用 (基本料金)100立米まで 13,000円 + (超過料金)1立米×160円</p> <p>・共用 (基本料金)10立米まで 1,300円 + (超過料金)1立米×160円</p> <p>・特別 臨時用 (基本料金)1立米まで 800円 + (超過料金)1立米×400円 集会用 (基本料金)3立米まで 400円 + (超過料金)1立米×160円 上記メータ使用料と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、10円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>【基本料金】(月額) (一般用)700円、(臨時用)10立米まで 1,800円、 (特殊用)100立米まで 10,000円</p> <p>【従量料金】(月額)</p> <p>(一般用) 1立米から10立米まで (1立米につき) 110円 11立米から15立米まで (1立米につき) 170円 16立米から20立米まで (1立米につき) 190円 21立米から25立米まで (1立米につき) 210円 26立米から30立米まで (1立米につき) 240円 30立米を超えるもの (1立米につき) 260円 (臨時用) 10立米を超えるもの (1立米につき) 260円 (特殊用) 100立米を超えるもの (1立米につき) 110円</p> <p>一般用とは、一般家庭、病院、工場、事業所等において水道を使用する場合をいう。 特殊用とは、学校のプール用に水道を使用する場合をいう。 上記基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>【メータ使用料】(月額) 50円(メータ口径13mm)～3,000円(メータ口径100mm)</p> <p>【基本料金】(月額) 8立米まで 1,400円 【従量料金】(月額) 8立米を超え10立米まで (1立米につき)100円 10立米を超え50立米まで (1立米につき)150円 50立米を超えるもの (1立米につき)170円</p> <p>上記基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>(月額)</p> <p>用途 一般用 基本料金 10立米まで1,400円 超過料金 1立米 150円 休止料金500円</p> <p>業務用 基本料金 10立米まで1,650円 超過料金 1立米 160円 休止料金600円</p> <p>季節用 基本料金 50立米まで8,800円 超過料金 1立米 170円 休止料金600円</p> <p>特殊用 基本料金 2,000立米まで305,200円 超過料金 1立米 150円</p> <p>臨時用 基本料金 10立米まで1,800円 超過料金 1立米 180円</p> <p>上記基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、10円未満は切り捨てる。</p>	<p>高松市の使用料等に統一する。 ただし、香川町、香南町及び庵治町地域において、1か月の水道料金が增加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
22	<p>小学校</p> <p>屋内運動場:780円/時間 運動場:370円/時間</p>	<p>小学校夜間照明</p> <p>町内:無料 町外:2,100円/時間</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>町民グラウンド</p> <p>グラウンド:500円/時間(町内者は無料) 夜間照明:3,000円/時間(町内者は半額)</p> <p>香南町の町民グラウンドについては香南小学校運動場へ用途変更する。</p>	<p>体育センター</p> <p>体育室 半面:200円(140円)/1時間 全面:400円(280円)/1時間 トレーニング室:100円/1人1時間 卓球台:100円/1人1時間、50円/1人1時間(中学生以下)</p> <p>庵治町の体育センターについては庵治小第二体育館へ用途変更する。</p>	<p>高松市の使用料等に統一する。</p>
23	<p>中学校</p> <p>屋内運動場:780円/時間 運動場:370円/時間</p>	<p>中学校夜間照明</p> <p>町内:無料 町外:3,150円/時間</p> <p>塩江中学校第一体育館 (旧町民体育館使用料) 午前8時～午後5時:3,360円/回 午後5時～:4,090円/回</p> <p>塩江中学校第二体育館 (旧勤労者体育センター) 4,200円～10,500円/回</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>高松市の使用料等に統一する。</p>

使用料等の取扱いの調整結果

No.	高 松 市	塩 江 町	香 川 町	名 分 寺 町	香 南 町	庵 治 町	調 整 結 果
24	学校体育施設開放 小学校 無料 中学校 体育館(半面)800円/2時間 運動場2,000円/2時間(1校のみ4,000円) 電気料金相当額として雑入で受入れ	学校体育施設開放 小学校夜間照明設備使用料: 町内無料、 町外2,100円/時間 中学校夜間照明設備使用料: 町内無料、 町外3,150円/時間	学校体育施設開放 小・中学校体育館: 520円/時間(全面)、 260円/時間(半面) 小学校運動場(ナイター): 5,250円(3時間) 中学校武道館: 520円/時間(全面) 260円/時間(半面) 町外の者は倍額 小学校運動場(昼間):無料	学校体育施設開放 小学校 体育館・運動場 無料 中学校 体育館 開放なし 運動場 1,000円/時間 中学校夜間照明使用料 (小学校代替施設) 1,000円/時間	学校体育施設開放 小学校 無料	学校体育施設開放 小学校 運動場 無料 体育館 200円/1回 中学校 運動場 150円/1回 (照明設備使用の場合のみ有料) 体育館 200円/1回 プール 200円/1人1回 (高校生以下無料)	高松市の使用料等に統一する。 なお、塩江町の中学校体育館、運動場及び国分寺町の中学校運動場については、現行のとおり、小学校の代替として使用する。
25	地区公民館(42館) 小集会室:100円(1時間) 中集会室:200円(1時間) 大ホール:350円(1時間) 調理実習室:250円(1時間) 冷暖房料:室料の1/2	該当なし	地区公民館(5館) 会議室:1,570円~3,150円 調理実習室:2,100円~3,150円 冷暖房料:室料の40% 入場料を徴収及び町外の者:基本料金の倍額	国分寺町公民館(5館) 大会議室:1,000円~3,000円 (使用時間により) 小会議室:500円~1,500円 (") 冷暖房期間 室料の20%増 国分寺町公民館設置及び管理条例第7条に該当する場合は、使用料の全額又は一部の免除有り	中央公民館 第1・2会議室:2,000円~5,000円 (半日単位) 修礼室・娯楽室:3,000円~7,000円 (半日単位) ホール:4,000円~10,000円 (半日単位) 第1・2研修室:1,000円~3,000円 (半日単位) 冷暖房料: 冷房150円/1時間 暖房100円/1時間	町民会館 小会議室:午前600円(200円) 午後600円(200円) 夜間600円(200円) 和室:午前1,100円(350円) 午後1,100円(350円) 夜間1,700円(550円) 大会議室:午前1,300円(400円) 午後1,300円(400円) 夜間1,700円(550円) 会議室・講座室・視聴覚室・作法室・調理室 午前1,100円(350円) 午後1,100円(350円) 夜間1,500円(450円) ()は減額料金、ただし調理室については減額はしない。 冷暖房料(1時間につき): 大会議室・和室...1,000円、 その他については200円。 ただし、減額の団体については時間に 関係なく午前、午後、夜間を各1回分として時間分の料金を徴収	高松市の使用料等に統一する。
26	総合体育館 専用使用 第1競技場:43,180円/全日 第2競技場:20,320円/全日 第1、第2武道場:13,710円/全日 和弓場、アーチェリー場:6,340円/全日 入場料等徴収、アマチュアスポーツ以外の場合は、別料金 会議室(7室):1,520~3,040円/全日 冷暖房料、附属設備および器具使用料は別料金 コインロッカー:1個1回50円 個人使用 トレーニング室:640円(1人1回) 卓球場:250円(1人1時間) 駐車場:2時間まで無料、以後普通自動車7時間以内340円、7時間超680円、バス1,730円	該当なし	総合体育館 専用使用 競技場:27,300円/全日 入場料徴収、アマチュアスポーツ以外、町外者、付属設備、冷暖房は別料金 会議室:2,310円/全日 研修室:3,460円/全日 控室:2,310円/全日 町外の者は2割増し 冷暖房は別料金 トレーニング室:420円(1人1回) 町外在住者は2.5割~5割増し 駐車場:無料 減免措置あり	町民体育館 体育館 2,000円~4,000円 (使用時間帯による) 減免措置あり	該当なし	武道館 武道場:午前1,100円(350円) 午後1,100円(350円) 夜間1,500円(450円) 減免措置あり	香川町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 国分寺町及び庵治町の使用料については、現行のとおりとする。 なお、各町の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		庵治町
27	朝日町庭球場 1面当たり1時間 一般:340円、学生:230円 1面当たり全日 一般:4,140円、学生:2,760円 夜間照明(1面当たり30分) 110円 附属設備及び器具使用料は別料金	該当なし	香川町テニスコート 昼間:100円(1人1回) 夜間:210円(1人1回) 町外在住者は倍額 減免措置あり	該当なし	町営テニスコート コート使用料:1面当たり1時間 町内在住者500円 町外在住者1,500円 夜間照明使用料:1面当たり1時間 町内・町外500円 ミーティングルーム:500円/時間 冷暖房料:冷房250円/時間 暖房150円/時間 減免措置あり	深間テニスコート 1面当たり1時間 コート使用料 500円 照明使用料 500円	香川町及び香南町の使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 庵治町の使用料については、現行のとおりとする。 なお、香川町及び香南町の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
28	南部運動場 第1グラウンド:1,520円/時間 第2グラウンド:1,270円/時間 附属設備及び器具使用料は別料金	該当なし	大野河川敷運動場 グラウンド使用料:無料 附属設備(倉庫)使用料:500円/1回	該当なし	該当なし	町民グラウンド 町内在住者 昼間:1,000円 夜間:3,100円 町外在住者 昼間:2,100円 夜間:6,300円 減免措置あり	香川町の使用料等については、現行のとおりとする。 庵治町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 なお、庵治町の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
29	西部運動センター 体育館 専用使用:24,320円/全日 コインロッカー:1個1回50円 入場料等徴収、アマチュアスポーツ以外の場合は、別料金 第1グラウンド:1,520円/時間 第2グラウンド:1,270円/時間 冷暖房料、附属設備及び器具使用料は、別料金	該当なし	該当なし	該当なし	勤労者体育センター 体育館 全面使用:200円(9時~17時) 300円(17時~22時) 半面使用:100円(9時~17時) 150円(17時~22時) 卓球室:100円 個人使用の場合は半額 トレーニング室:100円 個人使用の場合は半額 町外在住者は3倍 減免措置あり	該当なし	香南町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 なお、使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
30	歴史資料館 常設展示観覧料(1人1回): 一般200円、高・大生150円、 小・中生無料 特別展示観覧料(1人1回): 1,000円の範囲内	該当なし	該当なし	讃岐国分寺跡資料館 常設展示観覧料(1人1回) 大人100円・小中学生50円 団体割引有り 使用料 1時間当たり 大人400円、小中学生200円	歴史民俗郷土館 第2展示室 2,000円~5,000円(半日単位) 第1研修室 2,000円~5,000円(半日単位) 第2研修室 1,000円~3,000円(半日単位) 冷暖房料(第1・2研修室) 冷房200円~150円/時間 暖房100円~150円/時間 観覧料は徴収していない	該当なし	国分寺町の常設展示観覧料については、現行のとおりとし、団体割引は高松市の制度に統一する。()内団体割引 大人100円(80円)小人50円(40円)使用料1時間当たり400円に統一する。 香南町の使用料・観覧料については現行のとおりとする。
31	美術館展覧会等 常設展示観覧料 150円~200円(小中生は無料) 特別展示観覧料 2,000円の範囲内(団体は別料金) 展示室:8,260円~37,980円/日 講堂:8,760円~30,360円 講座室(4室):1,710円~4,620円 (営利目的、入場料等徴収の場合は別料金) 音響装置、冷暖房料等使用料は別料金 コインロッカー(小):@50円/回 コインロッカー(大):@100円/回	塩江美術館 常設展示観覧料 (個人):80円~300円 (団体):60円~240円 特別展示観覧料 2,000円以下の範囲内 常設展示室:5,250円/日 企画展示室:4,200円/日 ホール:1,570円~6,300円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、現行のとおりとする。 ただし、使用者が営利を目的として使用するとき、または入場料もしくはこれに類するものを徴収するときの講堂及び講座室使用料並びに冷暖房使用料については、高松市の使用料等に統一する。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		庵治町
32	該当なし	ケーブルテレビ 基本使用料 500円/月 多チャンネル使用料 1,260円～3,045円/月	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、現行のとおりとする。
33	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	外国青年宿舎 20,000円/月	庵治町の使用料等については、当分の間、現行のとおりとする。
34	該当なし	西山地区コミュニティセンター 午前8時から午後5時まで 1,360円 午後5時以降 2,100円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、次のとおりとする。 和室 午前9時～午後1時 420円 午後1時～午後5時 420円 午後5時～午後9時 630円 多目的ホール(和室と同額) 談話室 午前9時～午後1時 330円 午後1時～午後5時 330円 午後5時～午後9時 500円 調理実習室 午前9時～午後1時 600円 午後1時～午後5時 600円 午後5時～午後9時 900円
35	該当なし	桜川集会所 午前8時～午後5時 1,360円 午後5時以降 2,100円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、合併時に廃止する。
36	該当なし	ふるさと知恵の輪会館 午前8時～午後5時まで 940円 午後5時以降 1,360円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、合併時に廃止する。
37	該当なし	該当なし	町立文化センター等(13箇所) 昼間2,500円、夜間3,000円 営利を目的としない地域住民活動や公共団体等の場合は使用料の減免措置有 冷暖房を使用する場合は基本料金の40%を使用料金に加算	該当なし	該当なし	該当なし	調整中
38	該当なし	該当なし	日生ニュータウングリーンセンター 基本使用料金 (大集会室) アマチュアスポーツ1時間当たり250円 以外1時間当たり2,000円 (研修室) 地域住民活動以外 昼間2,500円、夜間3,000円 入場料等徴収する場合は基本料金の倍額、町外在住者の者が使用する場合は基本料金の倍額、冷暖房を使用する場合は基本料金の40%を基本料金に加算	該当なし	該当なし	該当なし	調整中
39	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	庵治町集会所 (高尻集会所・原の内集会所) 集会室:700円～1,200円 談話室:300円～400円 全室:1,000円～1,700円 空気調整装置(エアコン):1時間につき200円	庵治町の使用料等については、合併時に廃止する。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町	
40	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	庵治町集会所 (やすらぎ会館・深間集会所) 集会室:700円～1,200円 談話室:300円～400円 全室:1,000円～1,700円 空気調整装置(エアコン):1時間につき200円 カラオケ装置:1時間につき600円 野外テント:1回につき500円
41	該当なし	老人福祉センター使用料 入場 100円～450円/回 休憩 3,670円～10,500円/回・日 宿泊 3,670円～5,770円/泊	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の老人福祉センターの使用料については、次のとおりとする。 やすらぎ会館 320円～1,050円 音響機器使用 600円/時間 屋外用テント使用 3,000円/回 深間集会所 150円～1,230円 冷暖房使用料は室料の1/2の額
42	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	老人いこいの家(ふれあい館・地域ふれあいセンターの2館) 無料(ただし、ゲートボール場2面[ふれあい館の付属施設]の夜間照明使用は有料:100円/時間・1面)	調整中
43	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	保健福祉センター 健康増進器具使用料 中学生以上 1回につき 100円 (入浴者は無料) 調理実習室 1,000円 冷暖房1,000円/時間を加算 集団指導室 1,000円 冷暖房1,000円/時間を加算
44	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	ぼっとびあん(庵治町公衆浴場施設) 入浴料(ぼっとびあん、1回につき) 65歳以上 町内在住者 300円 町外在住者 500円 町内回数券 14枚つづり 4,000円 中学生以上 町内在住者 400円 町外在住者 500円 町内回数券 11枚つづり 4,000円 小学生 町内在住者 150円 町外在住者 250円 幼児 町内在住者 50円 町外在住者 100円 娯楽室(カラオケ)使用料 1時間につき 火～土曜日(祝日除く) 2,000円 日曜日及び祝日 午後1時～5時 1,500円 午後5時～10時まで 2,000円
45	該当なし	生活改善センター (半日) 5,250円 (1日) 8,400円	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、現行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		庵治町
46	該当なし	高齢者活動促進センター (半日) 5,250円 (1日) 8,400円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の高齢者活動促進センターの使用料については、次のとおりとする。 大会議室 (半日)2,630円 (1日:12時間)6,300円 研修室 (半日)2,630円 (1日:12時間)6,300円
47	該当なし	緑の村野外運動緑地施設 テニスコート (町内在住者) 310円/時間 (町外在住者) 630円/時間 夜間照明 (町内在住者) 520円/時間 (町外在住者) 940円/時間	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。
48	該当なし	中下所多目的研修集会施設 和室 (半日) 1,570円 (1日) 3,150円 ホール (半日) 8,400円 (1日) 15,750円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町等の使用料等については、現行のとおりとする。
49	該当なし	香北集会場 3,150円/回	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、合併時に廃止する。
50	該当なし	該当なし	浅野地区集落研修センター 集会室(2室): 基本使用料金 昼間 2,620円 夜間 3,150円 昼夜 5,770円 冷房料金:基本料金の40%加算	該当なし	該当なし	該当なし	調整中
51	該当なし	該当なし	丸山地区構造改善センター 研修室(1室): 基本使用料金 昼間 2,620円 夜間 3,150円 昼夜 5,770円 冷房料金:基本料金の40%加算	該当なし	該当なし	該当なし	調整中
52	該当なし	該当なし	香川町高齢者活動促進センター 会議室、研修室、健康相談室 : 基本使用料金 昼間 2,620円 夜間 3,150円 昼夜 5,770円 冷房料金:基本料金の40%加算	該当なし	該当なし	該当なし	調整中
53	該当なし	該当なし	香川町安原地区多目的研修集会施設 大集会室:軽スポ - ヲ260円/1時間 目的外の会議等2,100円/1時間 研修室:目的外の会議等 420円/1時間	該当なし	該当なし	該当なし	調整中
54	該当なし	該当なし	農村環境改善センター 大ホ-ル:目的内使用 260円/1時間 目的外使用3,150円/1時間 第1集会室、第2集会室 目的外使用1,050円/1時間 第1農事研修室、第2農事研修室 目的外使用1,050円/1時間 調理実習室 目的外使用 520円/1時間	該当なし	農村環境改善センター (2カ所) 多目的ホ-ル:700円/時間~1,000円/時間 研修室:700円/時間~800円/時間 和室会議室:500円/時間 冷暖房使用料:150円/時間~700円/時間 町内団体・公益使用は減免、物品販売・入場料徴収の場合50%割増	該当なし	調整中

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		庵治町
55	該当なし	該当なし	該当なし	観光使用料 地域振興イベント使用料(盆栽まつり) 即売1区画 10,000円 冬のまつりイベント使用料 1店舗 3,000円	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、合併時に廃止する。
56	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	町営集会所 (5カ所) 一般集会の場合:200円/時間 興業による使用:3,000円(AM8時~PM5時)、5,000円(PM6時~PM11時) 和室会議室:500円/時間 各種団体・公益使用は減免	該当なし	調整中
57	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	香南アグリームふれあい農園 1区画:50㎡ 10,000円(1年間) 計40区画	該当なし	調整中
58	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	複合経営促進施設 鉄骨ハウス 計6カ棟 鉄骨ハウス(2,754㎡):700,000円(1年間) 鉄骨ハウス(810㎡):415,000円(1年間) 利用料減免規定有	該当なし	調整中
59	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	農村漁村同和対策事業に基づく共同利用農機具 田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機、籾摺機、選別機、耕運機2台、運搬機 動力噴霧器、充電器、コンプレッサー 使用料:無償 維持経費は、管理者負担	該当なし	調整中
60	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	農村漁村同和対策事業に基づく共同作業所 作業所1棟(鉄骨平屋建 94.5㎡) 使用料:無償	該当なし	調整中
61	該当なし	自然休養村総合地域施設 講堂 6,300円~8,400円/回 中会議室 3,670円~4,720円/回 小会議室 2,100円~3,150円/回 宿泊(大人) 3,670円/回 (子ども) 3,150円/回 サイクリング車(貸料) 100円~520円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、現行のとおりとする。 ただし、宿泊料については、次のとおりとする。 大人4,130円/回 子ども3,310円/回
62	該当なし	温泉水 町内在住者 50円/100リットル 町外在住者 100円/100リットル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、次のとおりとする。 925円/立方メートル
63	該当なし	奥の湯公園 キャンプ場 200円/回・人 多目的研修施設 全室4,200円~15,750円 半室2,100円~7,870円 休憩施設 4,200円/室	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、現行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		庵治町
64	該当なし	行基の湯 入浴 (一般:町内在住者)310円/回 (" :町外在住者)420円/回 (子ども:町内在住者)160円/回 (" :町外在住者)210円/回 障害者専用風呂 1,050円/時間	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、次のとおりとする。 入浴 一般は310円/回 子ども160円/回 障害者専用風呂1,050円/時間
65	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	太鼓の鼻オ-トキャンプ場 入場料金:大人300円 小人200円 施設利用料金: オ-トキャンプサイト1泊2日 1台3,000円 2台4,000円 デイキャンプ1台2,000円 2台3,000円 バンガロ- 1泊2日 1棟6,000円 デイ使用1棟4,000円 設備利用料金: AC電源1日(泊)1,000円 温水シャワ- :1回100円 駐車場利用料金(一般駐車場) 1台1回(日)500円 用具貸出料: テント1張1日(泊)2,000円 シュラフ1個1日(泊) 500円 テ-ブル1個1日(泊) 300円 椅子 1脚1日(泊) 100円 タ-ブ 1張1日(泊) 200円	庵治町の使用料等については、現行のとおりとする。
66	該当なし	塩江町営バス 普通運賃 大人(中学生以上) 100円 普通運賃子供(小学生以下) 50円 (大人が同伴する1歳以上6歳未満の幼児については、大人1人につき1人を無賃とする。) 回数乗車券 100円券22枚綴り 温泉券付2,000円 50円券22枚綴り ソフトクリーム券付1,000円 身体障害者手帳の交付を受けている方等は運賃の5割を割引する。	香川町営バス 普通運賃 大人(中学生以上) 200円 普通運賃子供(小学生以下5歳まで) 100円 (大人が同伴する4歳以下の小児については、大人1人につき1人を無賃とする。) 定期乗車券 1ヶ月定期(通勤) 8,400円 (通学) 3,300円 定期乗車券 3ヶ月定期(通勤) 23,900円 (通学) 9,400円 回数乗車券 200円券11枚綴り 2,000円 100円券11枚綴り 1,000円 身体障害者手帳の交付を受けている方等は運賃の5割を割引する。	国分寺町営循環バス 普通運賃 大人(中学生以上)100円/回 (但し、満75歳以上の者で町の発行するカードを提示した場合半額) 子供(小学生以下)50円/回 (大人が同伴する小学生未満の小児については、大人1人につき1人を無賃とする) 循環バス運行事業に関する条例施行規則第9条第3項及び第4項についても運賃の5割を割引する。	該当なし	該当なし	各町の使用料等については、現行のとおりとする。 ただし、塩江町の使用料のうち、回数乗車券については、100円券11枚綴り 1,000円、50円券11枚綴り 500円とし、回数券購入時に付帯する温泉券及びソフトクリーム券は、合併時に廃止する。
67	該当なし	内場池野外運動緑地施設 テニスコート (町内に住所あり)310円/時間 (町内に住所なし)630円/時間 夜間照明 (町内に住所あり)520円/時間 (町内に住所なし)940円/時間 キャンプ場 100円/回 運動広場 (半日) 2,100円 (1日) 3,150円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 ただし、キャンプ場使用料については無料とする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		庵治町
68	該当なし	ホテルと文化の里 運動場 2,100円/回 運動場夜間照明 840円/30分 野外ステージ 10,500円/回 ゲートボールコート夜間照明 210円/30分	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、現行のとおりとする。
69	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町やすらぎの里憩いの施設 大人400円(ただし町内に在住する70歳以上 200円) 小人200円(中学生以下、ただし3歳未満無料)	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行のとおりとする。
70	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	ゲートボール場 無料 夜間照明使用料 200円/1回	庵治町の使用料等については、現行のとおりとする。
71	該当なし	該当なし	該当なし	レクリエーション農園 1区画:年間4,000円	該当なし	レクリエーション農園 1区画:年間3,000円	調整中
72	該当なし	該当なし	該当なし	如意輪寺公園 多目的広場 町内在住者 1,000円 町外在住者 2,000円 記念植樹広場 1本当たり 30,000円	該当なし	該当なし	国分寺町の多目的広場の使用料等については、合併時に廃止する。また、記念植樹広場については、現行のとおりとする。
73	該当なし	該当なし	該当なし	端岡駅自転車駐車場・国分駅自転車駐車場 定期利用(1カ月) 自転車 1,000円、 原動機付自転車 2,000円 一時利用(1日) 自転車 100円、 原動機付自転車 200円	該当なし	該当なし	端岡駅自転車駐車場使用料については、合併年度及び合併年度の翌年度は現行のとおりとし、合併年度の翌々年度から自転車一時駐車1回100円、自転車定期駐車1ヵ月1,500円、原動機付自転車一時駐車1回200円、原動機付自転車定期駐車1ヵ月3,000円とする。国分駅自転車駐車場使用料については、合併時に廃止する。
74	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	吉光集会所 目的内使用:無料(免除) 目的外使用: 一般集会200円/時間 営業:午前8時~午後5時 3,000円 午後6時~午後11時 5,000円	該当なし	香南町の目的外使用料については、合併時に廃止する。
75	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	テレビ共同受信アンテナ 2,400円/年 町民会館等建設による障害区域 3,600円/年 協定書第2条の区域等	庵治町の使用料等については、現行のとおりとする。
76	該当なし	該当なし	町民体育館 260円/時間 減免措置あり	該当なし	該当なし	該当なし	香川町の使用料等については、現行のとおりとする。なお、使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
77	該当なし	該当なし	該当なし	勤労青少年ホーム 料理実習室 500円~1,700円 体育室 1,000円~3,500円 音楽室 300円~1,100円 和室 500円~1,700円 集会室 300円~1,100円 減免措置あり	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行のとおりとする。なお、使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		
78	該当なし	該当なし	該当なし	町民武道館 町内在住者・町内団体 無料(時間帯制限有) 町外在住者・町外団体 1人1回 50円 1人1月 500円(時間帯制限有) 中学校 無料 目的外 PM5時まで 500円/時間 PM5時以降 700円/時間	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料については、現行の町内在住者の使用料等に統一する。
79	該当なし	該当なし	該当なし	勤労者野外活動施設 テニスコート 平日 土日休 町内在住者 300円/時 500円/時 町外在住者 500円/時 1,000円/時 夜間照明 1時間 1,000円 ラケット1回 200円 2時間 1,500円 ボール2ヶ 100円 3時間 1,800円 バッテリーカー1回 100円 多目的広場 町内 1,000円 町外 2,000円 キャンプ場 町内 1人1日 100円 町外 1人1日 200円 多目的ホール 9時～12時、 12時～17時、 17時～21時 2,000円 研修室1 9時～12時 1,000円 12時～17時、 17時～21時 2,000円 研修室2 9時～12時、 12時～17時、 17時～21時 500円 冷暖房1時間 100円は別料金 すばく国分寺屋内ゲートボール場 平日 土日休 町内在住者 300円 500円 町外在住者 500円 1,000円 照明使用の場合5割増 減免措置あり	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 ただし、国分寺町の多目的広場及びキャンプ場の使用料については、合併時に廃止する。 なお、テニスコート、すばく国分寺屋内ゲートボール場の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
80	該当なし	該当なし	該当なし	町民野球場 目的使用 町内在住者 昼間 1,000円/時間 ナイター (野球) 2,500円 (ソフト) 1,500円 町外在住者 昼間 2,000円/時間 ナイター (野球) 5,000円 (ソフト) 3,000円 目的外使用 スポーツ以外で町長が認めた者 目的使用の倍額 上記の者で営利の者 昼間 5,000円/時間 ナイター (野球) 10,000円 (ソフト) 6,000円 減免措置あり	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 なお、使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	塩江町	香川町	国分寺町	香南町		庵治町
81	該当なし	該当なし	該当なし	B&G海洋センター 体育館(全) 町内 町外 小・中 100～150円 200～300円 高以上 400～600円 800～1,200円 体育館(半) 町内者 町外 小・中 50～100円 100～200円 高以上 200～300円 400～600円 水泳プール 町内 町外 小・中 100円 200円 高以上 200円 400円 幼児は、保護者同伴で無料。 舟艇使用料(2時間) 町内 町外 カヌー又はOPヨット 200円 400円 セールボード等 300円 600円 ローボート 400円 800円 附属設備使用料 冷暖房料は1時間100円 ミーティングルーム・トレーニングルーム 町内 町外 小・中 50～100円 100～200円 高以上 200～300円 400～600円 コインロッカー 1個1回 50円 減免措置あり	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、 現行の町内在住者の使用料に統一する。 なお、使用料の減免措置については、 合併年度及びこれに続く3年度に限り、 現行のとおりとする。
82	該当なし	農業集落排水処理施設(月額) 住居に使用 基本使用料1,000円に世帯人員1人につき500円を加算 住居以外に使用 事務所等に使用 従業員1～5人以下 2,500円 従業員6～10人以下 3,000円 従業員11～20人以下 5,000円 従業員21～40人以下 10,000円 従業員41人以上 20,000円 宿泊施設(住居に使用する額に次の額を加算) 宿泊施設の床面積の合計 100㎡未満 1,000円 100～200㎡未満 1,500円 200～300㎡未満 2,000円 300～400㎡未満 2,500円 400㎡以上 3,000円	該当なし	該当なし	該当なし	塩江町の使用料等については、 現行のとおりとする。 ただし、塩江町の公衆便所等については、 基本使用料500円に処理対象人員1人につき250円を加算するものとする。	
83	該当なし	該当なし	ふれあい創作館 使用料金 昼間 2,500円 夜間 3,000円 昼夜 5,500円 冷房料金:基本料金の40%加算	該当なし	該当なし	調整中	

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		塩江町		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
1	町政情報の公開(任意公開)手数料	-	-	-	-	-	-	-	-	1件	300	-	-	香南町の手数料等については、合併時に廃止する。
2	納税証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
3	市民税関係証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
4	固定資産税関係証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
5	固定資産課税台帳に記載をされている事項についての証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
6	営業に関する証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
7	固定資産課税台帳の写しの閲覧手数料	土地 5筆ごと	350	1回	300	1件	300	1回	300	1件	300	土地 家屋 償却資産 とも名寄 ごと1通	300	高松市の手数料等に統一する。
		家屋 5筆ごと	350											
		償却資産 1通	350											
8	土地・家屋名寄帳の写しの閲覧手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
9	固定資産課税台帳に登録している土地又は家屋に係る事項の一部をその記載事項とする台帳の閲覧手数料	土地・家屋とも5筆ごと	350	1件	300	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
10	地籍図の閲覧手数料	1枚	350	1枚	300	1枚	300	1回	300	1枚	300	1枚	300	高松市の手数料等に統一する。
11	住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300	1件	1,300	1件	300	1件	1,300	1件	300	1件	1,300	高松市の手数料等に統一する。
12	自治会法人化認可等証明手数料	1件	350	1件	300	1件	300	1件	300	1件	300	-	-	高松市の手数料等に統一する。
13	墓地管理料 (墓地清掃等手数料)	-	無料	-	-	1区画4㎡ 管理料(5年 分前納)	3,000 (年額)	1区画 (5 年分前納)	川西公園墓地 (年額)1,000 新居大谷公園 墓地 (年額)1,000	-	-	-	無料	香川町及び国分寺町の手数料等については、 現行のとおりとする。
14	墓園清掃手数料	1㎡	平和公園 525	-	-	-	-	1区画	六ツ目墓園 (年額)2,000	-	-	-	-	国分寺町の手数料等については、現行のと おりとする。
15	住民票に記載をした事項に関する証明 手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1件	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
16	印鑑の登録の証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1件	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
17	印鑑登録証交付手数料	1件	350	1通	400	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
18	身分に関する証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1通	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
19	埋火葬に関する証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	-	無料	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
20	外国人登録原票記載事項証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1通	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
21	その他事実に関する証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1通	300	1件	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
22	住民票の写しの交付手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
23	住民票の広域交付手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
24	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
25	住民基本台帳の閲覧手数料	1回 1世帯	350	1回 1世帯	300	1回 1人	300	1件	300	1件	300	1件	300	高松市の手数料等に統一する。
26	戸籍の届書等の閲覧手数料	書類1件	350	書類1件	350	書類1件	350	書類1件	350	1件	300	書類1件	350	高松市の手数料等に統一する。
27	住民基本台帳カード交付(再交付)手 数料	1件	500	1件	500	1件 (交付)	500	1件	500	1枚	500	1件 (交付)	500	高松市の手数料等に統一する。
						1件 (再交付)	1,500					1件 (再交付)	2,100	
28	国民健康保険料(税)証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1通	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		塩江町		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
29	普通診断書料(こくぶんじ荘)	-	-	-	-	-	-	1件	1,000	-	-	-	-	国分寺町の普通診断書料については、高松市の普通診断書料に統一する。
30	普通診断書料	1通	1,575	1通	1,050	1部	1,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
31	証明書料(簡易なもの)	1通	1,050	1通	520	1部	500	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
32	証明書料(複雑なもの)	1通	1,575	1通	3,150	1部	3,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
33	健康診断書料	1通	1,575	1通	1,050	1部	1,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
34	死亡診断書料	1通	3,150	1通	3,150	1部	3,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
35	特別診断書料(簡易なもの)	1通	3,150	1通	2,100	1部	2,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
36	特別診断書料(複雑なもの)	1通	4,200	1通	3,150	1部	3,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
	特別診断料(特に複雑なもの)	-	-	1通	5,250	1部	5,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
37	診察券再発行料	1件	105	-	-	1件	100	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
38	院外処方せん再発行料	1通	厚生労働大臣の定める基準により算出した額	-	-	1通	770	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
		1件	厚生労働大臣の定める基準により算出した額の100分の80に相当する額に100分の105を乗じて得た額	-	-	1件	厚生労働大臣の定める基準により算出した額の100分の80に相当する額に100分の105を乗じて得た額	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
40	死体検案書(変死の場合)	1通	4,200	1部	10,500	1部	10,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
	死体検案書(病死の場合)	1通	4,200	1部	5,250	1部	5,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
41	普通健康診断料	1件	厚生労働大臣の定めを準用して市長が算出する額	1件	2,410	1件	診療報酬に関する厚生労働省告示により算定した額の初診料に相当する額	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
42	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学生、生徒、児童又は幼児の健康診断料	1件	厚生労働大臣の定めを準用して市長が算出する額	1件	上記に定める額の100分の50に相当する金額	1件	前号に定める額の100分の50に相当する額	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
43	検査、レントゲン検診を行った健康診断料	1件	厚生労働大臣の定めを準用して市長が算出する額	1件	算定方法により積算して得た額	1件	診療報酬に関する厚生労働省告示により算定した額を1号又は2号に定める額に加算する	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
44	その他の健康診断料	1件	厚生労働大臣の定めを準用して市長が算出する額	1件	所要原価を基準として町長が定める	1件	診療報酬に関する厚生労働省告示により算定した額	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手 数 料 名	高松市		塩江町		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		調 整 結 果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
45	介護保険法によるサービス手数料	-	-	介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項、第46条第2項、第53条第2項及び第58条第2項の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づいて町長が定める額	介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項、第46条第2項、第53条第2項及び第58条第2項の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づいて町長が定める額	-	-	-	-	-	-	-	-	塩江病院及び香川病院の手数料等については、現行のとおりとする。
46	訪問看護利用料 (指定訪問看護利用料は除く)	-	-	○利用料 ・訪問看護に要する費用の1割～2割(老人医療受給者証を所持する者) ・保険負担割合(老人以外の者 1割～3割) ○その他の料金 ・時間外加算(1時間につき)時間外1,500円、深夜2,000円 ・休日加算(1時間につき)時間外1,500円、深夜2,000円 ・衛生材料費 実費に相当する額	○利用料 ・訪問看護に要する費用の1割～2割(老人医療受給者証を所持する者) ・保険負担割合(老人以外の者 1割～3割) ○交通費 (香川町内の者は無料) ・1回につき片道概ね5km未満100円 ・1回につき片道概ね5km以上200円 ○その他の料金 ・時間外加算 1回850円 (午後6時～午後10時) 1回4,800円 (午後10時～午前6時) ・休日加算 1回2,500円 ・衛生材料等 実費に相当する額	-	-	-	-	-	-	-	-	利用料及び衛生材料費については、現行のとおりとし、時間外・休日加算の料金については、香川町の手数料等に統一する。また、香川町の交通費については、合併時に廃止する。
47	指定訪問看護利用料	-	-	○利用料 厚生労働大臣が定める基準による額。 ○その他の料金 ・衛生材料費 実費に相当する額	○利用料 厚生労働大臣が定める基準による額。 ○交通費 ・事業の実施地域(香川町の区域)を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。 ・自動車を使用した場合の交通費(香川町内は無料) 片道5km未満100円 片道5km以上200円 ○その他の料金 ・衛生材料費 実費に相当する額	-	-	-	-	-	-	-	-	利用料及び衛生材料費については、現行のとおりとし、香川町の交通費については、合併時に廃止する。
48	指定居宅介護支援事業所利用料	-	-	-	-	○利用料 厚生労働大臣が定める基準による額。 ○交通費 ・事業の実施地域(香川町の区域)を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。 ・自動車を使用した場合の交通費(香川町内は無料) 片道5km未満100円 片道5km以上200円	-	-	-	-	-	-	-	香川町の手数料等については、合併時に廃止する。
49	一般廃棄物収集運搬業(し尿)許可手数料	1件	10,000	1件	5,000	1件	5,000	1件	4,000	1件	5,000	1件	10,000	高松市の手数料等に統一する。
50	浄化槽清掃業許可手数料	1件	10,000	1件	7,000	1件	7,000	1件	10,000	1件	7,000	1件	10,000	高松市の手数料等に統一する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		塩江町		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
51	一般廃棄物処理手数料 (自己搬入)	持込場所:南部広域クリーンセンター、西部広域クリーンセンター (1)100kgまで1,350円 (2)100kgを超えるものは1,350円に20kgまでごとに270円を加算した額 ただし、南部広域クリーンセンターに搬入されるごみのうち、缶ビン・ペットボトルについては、「1,350円」を「1,150円」に、「270円」を「230円」とする。	塩江町の条例には規定がなく、高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 (1)100kgまで1,350円 (2)100kgを超えるものは1,350円に20kgまでごとに270円を加算した額 ただし、南部広域クリーンセンターに搬入されるごみのうち、缶ビン・ペットボトルについては、「1,350円」を「1,150円」に、「270円」を「230円」とする。	持込場所:環境センター ・家庭系 可燃ごみ、不燃ごみ 10kgごとに20円 粗大ごみ 10kgごとに100円 ・事業系 可燃ごみ 10kgごとに170円 不燃ごみ 10kgごとに300円 粗大ごみ 10kgごとに500円 ただし、手数料は手数料の額に5%を加算した額(10円未満切捨て)	持込場所:西部広域クリーンセンター(可燃ごみのみ) 高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 (1)100kgまで1,350円 (2)100kgを超えるものは1,350円に20kgまでごとに270円を加算した額	香南町の条例には規定がなく、高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 持込場所:南部広域クリーンセンター (1)100kgまで1,350円 (2)100kgを超えるものは1,350円に20kgまでごとに270円を加算した額 ただし、南部広域クリーンセンターに搬入されるごみのうち、缶ビン・ペットボトルについては、「1,350円」を「1,150円」に、「270円」を「230円」とする。	持込場所:清掃工場 燃えるごみ(家庭系) 指定収集袋 (20ℓ) 1袋につき15円 (30ℓ) 1袋につき20円 (45ℓ) 1袋につき30円 埋立ごみ(家庭系) 指定収集袋 (45ℓ) 1袋につき30円 大型ごみ(家庭系) 10kgにつき200円 資源ごみ(事業系) 10kgにつき100円	高松市の手数料等に統一する。 ただし、香川町及び庵治町の手数料等については、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとする。(持込場所については、香川町地区については環境センターへ、庵治町地区については清掃工場への持込とする。) なお、20年度以降の対応については、全市的な観点から見直しを行う。						
52	臨時に収集・運搬・処分する家庭系一般廃棄物処理手数料	1品目	500 ~2,000	-	-	1車	戸別収集 粗大ごみ 軽四 3,670 2トン車11,550	1車	軽四トラック 5,000	搬入車輛 1車当たり	500~4,000	-	-	高松市の手数料等に統一する。 香川町、国分寺町及び香南町の手数料等については、各町区域の収集に限り、合併年度及びこれに続く2年度については現行のとおりとし、庵治町地域の収集は、合併年度及びこれに続く2年度については現行のとおりとする。 なお、20年度以降の対応については、全市的な観点から見直しを行う。
53	臨時に収集・運搬する特定家庭用機器廃棄物処理手数料	1台	2,000	1台	2,000	-	-	1台	2,000	1個	2,000	-	-	高松市の手数料等に統一する。 ただし、庵治町地域の収集は、合併年度及びこれに続く2年度については現行のとおりとする。
54	犬、猫等の死体の収集・運搬・処分に係る処理手数料	1体	1,480	1体	1,050	1体	1,000	-	-	1体	1,000	-	-	高松市の手数料等に統一する。 ただし、香川町及び香南町の手数料等については、各町地区の収集に限り、合併年度及びこれに続く2年度については現行のとおりとし、庵治町地域の収集は、合併年度及びこれに続く2年度については現行のとおりとする。
55	犬、猫等の死体の処分に係る処理手数料	1体	590	塩江町の条例には規定がなく、高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 1体:590円	-	-	国分寺町の条例には規定がなく、高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 1体:590円	香南町の条例には規定がなく、高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 1体:590円	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
	犬、猫等の死体の処分に係る処理手数料(その他)	-	-	1体	525	1体	500	-	-	1体	500	1体	500	塩江町の手数料等については、合併時に廃止する。 香川町、香南町及び庵治町の手数料等については調整中
56	一般廃棄物収集運搬業(ごみ)許可手数料	1件	10,000	1件	5,000	1件	5,000	1件	4,000	1件	5,000	1件	10,000	高松市の手数料等に統一する。
57	定期収集家庭系一般廃棄物(燃やせるごみ及び破碎ごみに限る。)の処理手数料	1枚	可燃ごみ、破碎ごみ 指定収集袋 (大)40円 (中)30円 (小)20円 (特小)10円	1枚	可燃ごみ、不燃ごみ指定袋 (小)13円 (中)20円 資源ごみ指定袋 (大)25円	10枚(1袋)	可燃 (大)420円 (中)315円 (小)210円 不燃 (大)420円 (中)315円 資源カン210円 資源ビン210円	1枚	指定収集袋 燃やせるごみ 30円 破碎ごみ 20円 粗大ごみ処理券 粗大ごみ 20円	1枚	燃えるごみ (大)50円 (中)30円 (小)20円 破碎ごみ (中)30円 資源ごみ (大)20円	1枚	燃えるごみ (家庭系) 指定収集袋 (20ℓ) 15円 (30ℓ) 20円 (45ℓ) 30円 埋立ごみ (家庭系) 指定収集袋 (45ℓ) 30円	高松市の手数料等に統一する。 ただし、現在、各町で使用している指定袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、それぞれの町の地域に限り使用できるものとする。 また、塩江町、香川町及び香南町の資源ごみ埋立ごみ指定袋は、可燃ごみ、破碎ごみ用の指定袋として、合併年度及びこれに続く2年度に限り、それぞれの町の地域に限り使用できるものとし、国分寺町の粗大ごみ処理券は、合併年度及びこれに続く2年度に限り、国分寺町地域に限り使用できるものとする。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		塩江町		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
58	し尿処理手数料(投入手数料)	-	-	18リットル	20	18リットル	20	-	-	18リットル	20	-	-	塩江町、香川町及び香南町の手数料等については、合併時に廃止する。
						1人1カ月につき	40			1人1カ月につき	40			
59	し尿処理手数料(収集手数料)	18リットル	(210)	18リットル	(210)	18リットル	(210)	36リットル	310	18リットル	(210)	18リットル	(210)	高松市の制度(許可制)に統一する。ただし、国分寺町の手数料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ()内は、許可業者の収集料金
		1人1か月1回につき	(330) (340)	-	-	1人1か月1回につき	(330) (340)	1人1か月及び便槽1回につき	310	1人1か月1回につき	(330) (340)	1人1か月1回につき	(330) (340)	
		追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	追加汲み取りホース1本(20m)につき	310	追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	
60	枝葉処理手数料	-	-	-	-	-	-	1台	軽トラック1,000 1t車2,000 2t車収集1,500	-	-	-	-	調整中
61	循環バス運賃払戻手数料	-	-	-	-	1件	旅客の都合による運賃の払い戻し 300	1件	旅客の都合による運賃の払い戻し 200	-	-	-	-	香川町及び国分寺町の手数料等については、合併時に廃止する。
62	優良宅地造成認定申請手数料	1件	86,000~ 870,000	1件	86,000~870,000	1件	86,000~ 870,000	1件	86,000 (1000㎡以下)	1件	84,000	1件	94,000~ 950,000	高松市の手数料等に統一する。
63	優良住宅新築認定申請手数料	1件	6,200~ 58,000	-	-	1件	6,200~ 58,000	1件	6,200~ 43,000	1件	6,200~ 43,000	1件	6,200~ 43,000	高松市の手数料等に統一する。
64	開発行為許可申請手数料	1件	22,000~ 870,000	-	-	1件	8,600~ 510,000	1件	23,000~ 550,000	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
65	開発行為変更許可申請手数料	単位:1件 単価(円) 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に 応じ1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に 応じ1の項に規定する額 (3) その他の変更については、1万円		-		単位:1件 単価(円) 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が51万円を超えるときは、その手数料の額は51万円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に 応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に 応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額 ウ その他の変更については、1万円		単位:1件 単価(円) 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が55万円を超えるときは、その手数料の額は55万円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に 応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に 応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額 ウ その他の変更については、1万円		-		-		高松市の手数料等に統一する。
66	建築物の特例許可申請手数料	1件	46,000	-	-	1件	46,000	1件	50,000	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
67	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件	26,000	-	-	1件	26,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		塩江町		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		調整結果	
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)		
68	地位承継承認申請手数料	単位:1件 単価(円) (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものまたは主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 17,000円	-	-	単位:1件 単価(円) (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの 17,000円	単位:1件 単価(円) (ア) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 1,900円 (イ) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 2,900円 (ウ) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの 19,000円	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。				
69	開発登録簿の写しの交付手数料	1件	470	-	-	1件	470	1枚	500	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。	
70	用途地域証明手数料	1件	350	-	-	1件	300	1件	300	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。	
71	道路認定路線証明手数料	1通	350	-	-	1件	300	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。	
72	道路認定路線幅員証明手数料	1通	350	-	-	1件	300	1通	300	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。	
73	道路台帳コピー代	1枚	10	1枚	20	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。	
74	放置自転車等移送費	1台	自転車1,500 原付2,500	-	-	-	-	1台	自転車500 原付1,000	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。	
75	放置自転車等保管費			-	-	-	-	1台	移送の日から 14日以内 1,500 14日を超える 日以後 2,000	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。	
76	公共下水道受益者負担金督促手数料	1通	100	-	-	1通	100	1通	100	1通	100	-	-	高松市の手数料等に統一する。	
77	指定工事店の指定手数料	-	無料	1件	10,000	1件	10,000	1件	3,000	1件	10,000	1件	10,000	各町の手数料等については、合併時に廃止する	
78	指定工事店の更新手数料	-	無料	1件	3,000	1件	3,000	1件	3,000	1件	3,000	1件	3,000	各町の手数料等については、合併時に廃止する	
79	責任技術者の登録手数料	-	無料	1件	5,000	1件	5,000	1件	1,000	1件	5,000	1件	5,000	各町の手数料等については、合併時に廃止する	
80	責任技術者の更新手数料	-	無料	1件	3,000	1件	3,000	1件	1,000	1件	3,000	1件	3,000	各町の手数料等については、合併時に廃止する	
81	給水装置設計審査手数料 (新設工事)	1件	3,000	1件	1,050	50mm未満 水栓1栓まで 300 1栓増す毎に 50 50mm以上 水栓1栓まで 500 1栓増す毎に 50	1件	8000～ 30,000	1件	500	1件	200	1件	200	高松市の手数料等に統一する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		塩江町		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
82	給水装置設計審査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	1件	2,000	1件	525	50mm未満		1件	4,000～ 15,000	1件	200	1件	200	高松市の手数料等に統一する。
						水栓1栓まで	100							
						1栓増す毎に	50							
						50mm以上								
						水栓1栓まで	150							
83	給水装置しゅん功検査手数料 (新設工事)	1件	3,000	1件	1,575	水栓1栓まで	500	1件	8,000～ 30,000	1件	500	1件	500(25mm未満) 1,000(25mm以上)	高松市の手数料等に統一する。
						1栓増す毎に	50							
84	給水装置しゅん功検査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	1件	2,000	1件	525	50mm未満		1件	4,000～ 15,000	1件	200	1件	250(25mm未満) 500(25mm以上)	高松市の手数料等に統一する。
						水栓1栓まで	100							
						1栓増す毎に	50							
						50mm以上								
						水栓1栓まで	150							
1栓増す毎に	50													
85	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	17,000	-	無料	-	無料	1件	10,000	-	-	-	無料	高松市の手数料等に統一する。
86	給水装置中止・復旧手数料	-	無料	1件	525	-	無料	1件	2,000	-	無料	-	無料	塩江町及び国分寺町の手数料等については、 合併時に廃止する。
87	美術品等撮影許可手数料 (学術研究を目的とする場合)	1点1回	500	1点1回	310	-	-	-	-	-	-	-	-	塩江町の手数料等については、現行のとおりとする。
88	美術品等撮影許可手数料 (出版等を目的とする場合)	1点1回	5,080	1点1回	520	-	-	-	-	-	-	-	-	塩江町の手数料等については、現行のとおりとする。
89	農地法第3・4・5条の規定による許可申請手数料	-	-	1件	300	-	-	-	-	-	-	-	-	塩江町の手数料等については、合併時に廃止する。
90	自作農維持創設資金融通申請手数料	-	-	1件	300	-	-	-	-	-	-	-	-	塩江町の手数料等については、合併時に廃止する。
91	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付手数料	1件	3,400	1件	3,400	1件	3,400	1通	1,100	1件	3,400	1通	3,400	高松市の手数料等に統一する。